

五島市債権管理条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月27日

五島市長 野口市太郎（署名）

五島市規則第36号

五島市債権管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、五島市債権管理条例（令和4年五島市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（台帳の記載事項）

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生原因及び発生年月日
- (5) 履行期限
- (6) 徴収に係る履歴
- (7) 担保（保証人による保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- (8) 債権の時効に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当該債権の管理のため必要な事項

（督促）

第3条 条例第8条の規定による督促は、原則として履行期限の経過後20日以内に行うものとする。

（催告）

第4条 市長は、債務者が督促状（条例第8条の規定による督促を行った書面及び五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年五島市条例第80号）第2条第1項の督促状をいう。以下同じ。）において指定した納期限の経過後も市の債権について納付しなかった場合には、催告書を発しなければならない。

（保証人に対する請求）

第5条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の2第1号の規定による保証人に対する履行の請求は、督促状において指定した納期限の経過後3月以内に行うものとする。

（納付の指導等）

第6条 市長は、督促状及び第4条の催告書を送付しても、なお債務者が市の債権について履行しないときは、当該債務者に対し来庁通知書を送付して来庁を求め、納付が滞っている債務に関し必要な納付指導を行うものとする。

（強制執行）

第7条 市長は、政令第171条の2第3号の規定により訴訟手続を開始する場合には、債務者に対し、事前に訴訟手続移行予告通知兼催告書を送付するものとする。

（徴収停止）

第8条 市長は、政令第171条の5の規定により徴収停止の措置を執った場合において事情の変更等によりその措置を維持することが不相当となったことを知ったときは、直ちにその措置を取り消さなければならない。

（履行延期の特約等）

第9条 政令第171条の6第1項の規定により債権の履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）を受けようとする者は、履行期限延長申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、履行延期の特約等の可否を決定し、履行延期承認（不承認）決定通知書により当該債務者に通知するものとする。

（免除）

第10条 政令第171条の7第1項の規定により債権及びこれに係る損害賠償金等の免除を受けようとする者は、免除申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、免除の可否を決定し、免除承認（不承認）決定通知書により当該債務者に通知するものとする。

（議会への報告）

第11条 条例第11条第3項の規定による議会への報告は、同条第1項の規定により債権の放棄を行った年度に係る決算を認定に付する議会において行うものと

する。

2 前項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額及び件数
- (3) 放棄の事由

(不納欠損)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市の債権について不納欠損の手続を執らなければならない。

- (1) 条例第11条第1項の規定により放棄したとき。
- (2) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該市の債権について消滅時効に係る時効期間が満了しても債務者がそれを援用しなければ消滅しないものであるときは、債務者がその援用をしたものに限る。）。
- (3) 地方税法第15条の7第4項又は第5項の規定により市の債権が消滅し、又は消滅させられたとき。
- (4) 政令第171条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により免除したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により市の債権が消滅し、又は消滅させられたとき。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。